

八鹿病院ニュース

平成17年10月 発行／八鹿病院広報委員会 <http://www.hosp.yoka.hyogo.jp/>

公立八鹿病院基本理念

『私たちは、地域中核病院として、医の倫理を基本に、質の高い医療と優れたサービスをもって、住民の健康を守り、地域の発展に尽くします。』

平成17年10月から 老人保健施設の窓口負担額が変わります

介護保険法の一部を改正する法律の施行により、老人保健施設の居住費（滞在費）及び食費が保険給付の対象外になり、自己負担となります。

1. 対象となるサービスと改正項目

- 施設サービス利用の自己負担 → 居住費・食費
- ショートステイ利用の自己負担 → 滞在費・食費
- デイケア（通所）の自己負担 → 食費

2. 改正内容

- 居住費（ショートステイは滞在費）
居室は多床室及び従来型個室が自己負担
- 食費
食材料費と調理費が自己負担

3. 当施設の利用者負担額（金額は1日当り）

- 居住費

	基準額	第1段階	第2段階	第3段階
個室	1640	490	490	1310
多床室	320	0	320	320

●食費

	基準額	第1段階	第2段階	第3段階
入所	1380	300	390	650
通所	550/食	550/食	550/食	550/食

4. 所得により負担の限度額を設定

利用者負担額第1～第3段階の利用者については、負担限度額を設け、保険給付により本人負担の軽減があります。
市役所（役場）窓口で手続きを行って下さい。

5. 利用者窓口負担額

介護保険制度では、介護の程度によって利用料が異なります。
指定施設サービス等に要する費用の1割 + 居住費 + 食費及び日用品費・寝衣等の利用料となります。

なお、今回の改正によるご不明な点は、お気軽に事務室または電話にてお尋ね下さい。

公立八鹿病院老人保健施設 施設長 TEL079-662-2355

★健康診断のご案内



健康診断が
予約制になりました

受付場所が
変更になりました
(内科 → 健康センター)

受診方法

- 健康センターに電話でご予約ください。
(電話079-662-5555 内線1796)
- 予約日に健康センターにお越しください。
(老人保健施設4階)
★所定の用紙があればご持参ください。
- 検査終了後、診断書をお受けとりください。
(予約されずに受診された場合や、検査項目によっては、診断書が当日お渡しできない事もあります。)
- お支払い窓口** (新病院1階)で支払いをされたら終了です。

インフルエンザワクチン 接種のご案内

今年もインフルエンザ予防接種の時期になりました。
感染予防のため、また万一感染しても重症化させないためにも、すすんで予防接種を受けましょう

*お申し込みは 各診療科の窓口まで

- 予約受付時間
午後2時以降
(電話予約も可)
Tel 079-662-5555



内科の接種について

- 接種日時：毎週水曜日と金曜日の午後3時～4時
- 定期通院中の方は、予約受診日に申し込まれても接種可能です。

個人情報保護法について

皆さんご存知のように本年4月1日より個人情報保護法が施行されました。公立八鹿病院では皆様の診療情報などの取り扱いについては、病院の掲示板に掲載しておりますのでご覧下さい。また、入院時にはパンフレットをお配りしています。病院としては従来どおり皆様の診療情報を外部に漏らすことなく診療に役立たせていただきます。このことは今までもそうであったように、個人情報保護法ができたからといって今後何かが変わるということではありません。

各病院がこの法律が施行されたことでどうしようかと困っていることが二点あります。一つは、入院患者様の病棟・病室を教えてよいかどうかということ。二つは、検査結果などの問い合わせが電話で行われた場合にどのように対処するかということです。あるいはそれ以外の事で、電話での問い合わせにどう対処するかという問題です。

一、入院患者様の病室の問い合わせについて。

「Aという方(例えば八鹿太郎さんという方)が入院しているかどうか。」という問いには当院としてはお答えできません。

「Aという方が入院されていてお見舞いに行きたいので病棟・病室を教えてください。」という問いには、一階の総合受付で病棟をお教えし、病棟のスタッフ・ステーションで病室をお教えします。総合受付、病棟のスタッフ・ステーション以外ではお教えすることが出来ません。入院患者様が自分の病棟・病室は教えなくてくれと意思表示されている場合にもお教えすることが出来ません。

多くの病院では入院患者様の情報は、お見舞いであってもお教えしていないのが現状です。当院では、地域性もあってゆるい措置をとっていますが、おそらく今後は、お教えしない方向に行くものと思います。お見舞いにおいでになる場合は、ご家族の方に病棟・病室をお聞きになってお出かけになることをお奨めいたします。入院をされますと、できるだけ療養に専念していただくためにも、退院されて

からお見舞いになれるのも、立派なお見舞いの仕方だと思います。当院に限らず他院にお見舞いになれる場合も、事前にご家族の方に入院病棟・病室をお聞きになってお出かけになることをお奨めいたします。お見舞いに行きたいが結局お見舞いできなかったということにもなりかねません。

二、電話での問い合わせについて。

検査結果の電話での問い合わせは当院では行いません。ただし、診療科の都合で電話をかけて確認してくださいということであれば電話で確認してください。この問題は、電話の相手をご本人であるかどうかを確実に確認する方法がないためであります。その他のことについて電話でのお問い合わせの場合は、個人情報保護法に触れないものについてはお答えいたしますが、個人情報保護法に触れるか触れないか判断に困るような問い合わせについては時間的余裕をいただくことがありますのでご了承ください。

個人情報保護法施行以来、いろいろと皆様にご迷惑をかけることがあると思いますが、お許しいただきたいと思えます。

個人情報保護に関する質問、苦情は仮設玄関をうってすぐ右の地域医療科で承っております。どうぞ遠慮なくご相談ください。

CS委員会 濟 昭 道



患者様の権利に関する宣言

公立八鹿病院職員一同は、医療の中心は皆様であり、医療が皆様との信頼関係に成り立つことを認識して、「患者の権利に関するリスボン宣言」に従って、皆様に次のような権利と責任があることを確認します。

1. 良質な医療を受ける権利……差別されることなく、良質な医療を受ける権利があります。
2. 選択の自由の権利……医療機関や医師を自由に選択し、また、変更する権利があります。
3. 自己決定の権利……十分な説明のもとに、自分自身の治療を決定する権利があります。
4. 情報を得る権利……医療上の全ての自己情報を知る権利があります。
5. プライバシーなどの機密保持を得る権利……治療で医療従事者が知り得たすべての個人のプライバシーの機密保持を得る権利があります。
6. 人間の尊厳を得る権利……尊厳を保ち安楽に終末期を迎えるための、あらゆる可能な助力を受ける権利があります。
7. 療養や健康についての教育を受ける権利……皆様には健康についての教育や、疾病の予防や早期発見についての教育を受ける権利があります。また、出来るだけ健康的な生活習慣を身につける責任があります。